

131 砂防指定地内行為「立木伐採」について

前 山口県土木建築部砂防課 高橋 透
(財)砂防フロンティア整備推進機構 東樹 芳雄・○高橋 正

1. はじめに

砂防指定地は、近時、砂防設備計画に基づき設備用地等を考慮し、必要最小限の範囲について指定が行われてきたところであるが、本来は、砂防上の観点から、流域内の土地からの土砂流出を防止するため流域の必要な土地を指定する。

県は「砂防指定地等管理規則」を定めて、当該指定地の管理を行ってきたところであるが、上記のように、指定方法の変化等に伴い、砂防指定地内での立木伐採等の行為に対して現行の管理規則では、今後十分対応できない事態が予想される。

このため、山口県において砂防指定地内における立木伐採行為の管理マニュアルについて委員会を催し検討したことについて発表する。

2. 砂防指定地における「立木伐採」許可基準の現状

○他県における制限行為（特に立木伐採）に対する取り扱い状況を把握するため「砂防指定地」及び「保安林」について調査した。

－調査対象－

- ①制限行為に対する独自の許可基準等を有すると考えられる都道府県（20県）
- ②山口県と地形、地質、植生状況等において類似する点が多いと考えられる上記以外の中国地方に位置する県（3県）
- ③広範囲な面指定地での工事实績がある直轄工事事務所（3事務所）

－調査結果－

①砂防指定地における伐採目的及び面積要件の調査結果

許可行為

- ・用材木の採取を目的とした伐採面積1ha未満の伐採(皆伐)・・・2県
- ・砂防施設等の維持管理を目的とした伐採(面積要件なし)・・・1県
- ・届出行為及び届出不要行為の要件を越える伐採・・・10県
- ・全ての伐採行為・・・7県

届出行為

- ・用材木の採取を目的とした伐採面積1ha未満の伐採・・・1県
- ・植林を前提として行う伐採面積1ha未満の伐採・・・1県
- ・竹木の保育目的のための間伐、枝打ち、除伐(面積要件なし)・・・1県
- ・枯損木の伐採(面積要件なし)・・・1県
- ・調査又は測量のための伐採(面積要件なし)・・・2県
- ・伐採面積5ha未満の伐採・・・1県

届出不要行為

- ・用材木の採取を目的とした伐採面積1ha未満の伐採・・・1県
- ・砂防施設等の維持管理を目的とした伐採面積1ha未満の伐採・・・1県
- ・植林を前提として行う伐採面積1ha未満の伐採・・・1県
- ・竹木の保育目的のための間伐、枝打ち、除伐(面積要件なし)・・・1県
- ・間伐(面積要件なし)・・・1県
- ・調査又は測量のための伐採面積0.1ha未満の伐採・・・1県
- ・調査又は測量のための伐採(面積要件なし)・・・4県
- ・伐採面積1ha未満の伐採・・・1県

②保安林における調査結果

各県とも、森林法第33条における保安林指定の処分の内容として定められる指定施業要件、市町村森林整備計画に準拠して、面積要件、伐採可能樹齢、伐採後の植栽条件等が定められている。

保安施設地区関係事務に係る処理基準は以下の通り定められる。

土砂流出防備保安林

- ・保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その地伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐
- ・地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。
1箇所当たりの伐採面積10ha未満
- ・その他の森林にあつては、択抜

土砂崩壊防備保安林

- ・保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐
- ・その他の森林にあっては、択抜

3. 許可行為に対する伐採基準の検討

- 砂防指定地内においては、治水上砂防は最も優先させるべき事項であるが、今後の砂防指定地の指定については、地権者の理解を得なければ、その指定が困難であり、指定地に指定できなければ、立木伐採が無制限に行われる恐れもある。したがって、砂防指定地内における立木伐採の許可については、治水上砂防の目的のもと、森林の良好な更新を図れるよう許可基準、許可条件を設けるものとする。
- 伐採は伐期齢以上の樹木を対象とする。これは将来的に伐期齢を過ぎた樹木が増加することは、森林による土砂流出防止機能、保水機能等が低下するものと考えられるからである。したがって、伐期齢に達した立木については、その伐採を許可し、森林の良好な更新を図るものとする。

(1) 伐採方法について

林地、林木の保護の観点からは択抜が望ましい。しかし、経済性や搬出の作業性等も考慮し伐採方法は皆伐、択抜を問わない。

- ①皆伐、択伐それぞれの単位面積当たり崩壊発生箇所数は、皆伐方式は択伐方式の約1.5倍との研究報告もある。

伐採方法と山崩れの関係

種別	占有面積 (ha)	山崩箇所数	山崩面積 (ha)	100ha当り山崩箇所数	1山崩の平均面積(ha)	100ha当り山崩面積(ha)
皆伐	134,697	8,841	1,610	6.56	0.18	1.20
択伐	39,555	1,668	388	4.22	0.23	0.98
未着手	14,056	753	233	5.36	0.31	1.66
総数	188,308	11,262	2,231	5.98	0.20	1.18

(資料：水利科学研究所 (1971)：森林経営と保全に関する基礎調査報告書 (大阪営林局・福山営林署), pp.172-174)

- ②択伐については、林地、林木が保護され、環境の保全、地力の維持増進、土壌の保全・蓄積の維持、生長量の確保などに役立つ反面、伐木運材に費用がかさみ、技術・労力を要する割に質の良い材が得られにくいという短所がある。(東京農工大学農学部林学科編 (1987)：林業実務必携【第三版】，朝倉書店，p.183)

- ③他県の許可基準における伐採方法としては、面積要件を定めている2県は皆伐とされている。他県事例として、届出行為、届出不要行為についても同様に伐採方法は皆伐・択伐を問わない(若しくは定められていない)という状況である。

(2) 伐採面積について

立木伐採と土砂流出の関係について定量的に算定することは困難であるが、山口県の土石流危険渓流の流域面積10ha以下の割合が50%と、小溪流が多いことを考慮して伐採面積のガイドラインが示されている。

- ①一回当たりの伐採は流域面積の1/2までとし10haを限度とする。
- ②流域面積が2ha未満の場合は1haまでを伐採限度とする。
- ③同一流域内における10年間の総伐採面積は20haを限度とする。(申請箇所における近隣の森林の状況等総合的に判断する。)

4. おわりに

砂防指定地と目的がほぼ同様な土砂流出防備保安林の基準を参考として、伐採基準(案)を作成した。

作成にあたり奥村委員長(鳥取大学教授)をはじめとする委員及び山口県砂防課並びに山口県森林整備課の各位にご指導をいただきました。ここに御礼を申し上げます。